

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人放射線医学総合研究所の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、平成24年6月期及び12月期の期末特別手当の支給額を決定した。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、
・人事院勧告分につき、平成24年4月より俸給月額を引き下げ
(平均改定率△0.5%)
・給与減額特例により、俸給月額及び期末特別手当の減額を
平成24年4月から平成26年3月まで実施(減額率△9.77%)

理事

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、
・人事院勧告分につき、平成24年4月より俸給月額を引き下げ
(平均改定率△0.5%)
・給与減額特例により、俸給月額及び期末特別手当の減額を
平成24年4月から平成26年3月まで実施(減額率△9.77%)

監事

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、
・人事院勧告分につき、平成24年4月より俸給月額を引き下げ
(平均改定率△0.5%)
・給与減額特例により、俸給月額及び期末特別手当の減額を
平成24年4月から平成26年3月まで実施(減額率△9.77%)

監事(非常勤)

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、
・人事院勧告分につき、平成24年4月より俸給月額を引き下げ
(平均改定率△0.5%)
・給与減額特例に係る減額を、平成24年4月から平成26年3月まで
実施(減額率△9.77%)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	16,911	11,423	4,305	1,028 (地域手当) 154 (通勤手当)			*
A理事	13,369	9,030	3,408	812 (地域手当) 117 (通勤手当)			*
B理事	6,698	4,515	1,645	406 (地域手当) 132 (通勤手当)		9月19日	◇
C理事	6,734	4,515	1,758	406 (地域手当) 54 (通勤手当)	9月20日		◇
A監事	13,525	9,030	3,458	812 (地域手当) 223 (通勤手当)			◇
B監事 (非常勤)	2,230	2,165	0	65 (通勤手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
		年	月				
法人の長						該当なし	
理事A	3,786	3	0	H23.3.31	1.0		
理事B						該当なし	
監事A						該当なし	
監事B (非常勤)						該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期計画で定められた人件費の見積もりを考慮しつつ、業務運営の効率化に関する目標を達成するため、適正な予算管理を行う。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 一般職の職員の給与に関する法律に基づく給与水準との均衡を考慮し、国民一般の理解と納得が得られる給与水準となるよう努める。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の能力及び実績等を評価し、その結果が勤勉手当や昇給・昇格等に反映される制度を定めている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に基づき、勤勉手当の額を増減させる。
俸給:査定昇給	昇給区分を5段階に設定し、職員の勤務成績を適切に反映させる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

〔 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえ、 〕

・ 人事院勧告分につき、平成24年4月より俸給月額を引き下げ
(平均改定率△0.23%) (若年層、医療職俸給表(一)を除く)

・ 俸給月額、期末勤勉手当、役職手当にかかる減額を、平成24年6月から平成26年5月まで実施(平均減額率△7.8%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 263	歳 45.9	千円 7,348	千円 5,620	千円 97	千円 1,728
事務・技術	人 78	歳 41.6	千円 5,846	千円 4,447	千円 124	千円 1,399
研究職種	人 105	歳 48.4	千円 8,503	千円 6,479	千円 89	千円 2,024
医療職種 (病院医師)	人 15	歳 50.6	千円 11,674	千円 9,262	千円 62	千円 2,412
医療職種 (病院看護師)	人 26	歳 45.6	千円 5,440	千円 4,129	千円 60	千円 1,311
医療職種 (技師等)	人 19	歳 44.8	千円 5,800	千円 4,426	千円 101	千円 1,374
技術職員	人 20	歳 46.9	千円 7,854	千円 6,035	千円 108	千円 1,819

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	123	41.6	5,074	3,871	79	1,203
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	29	48.2	3,783	2,869	80	914
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	56	39.4	5,802	4,434	79	1,368
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	50.1	5,062	3,748	25	1,314
医療職種 (技師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	34.9	3,646	2,786	45	860
技術職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	23	39.5	4,969	3,775	104	1,194

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

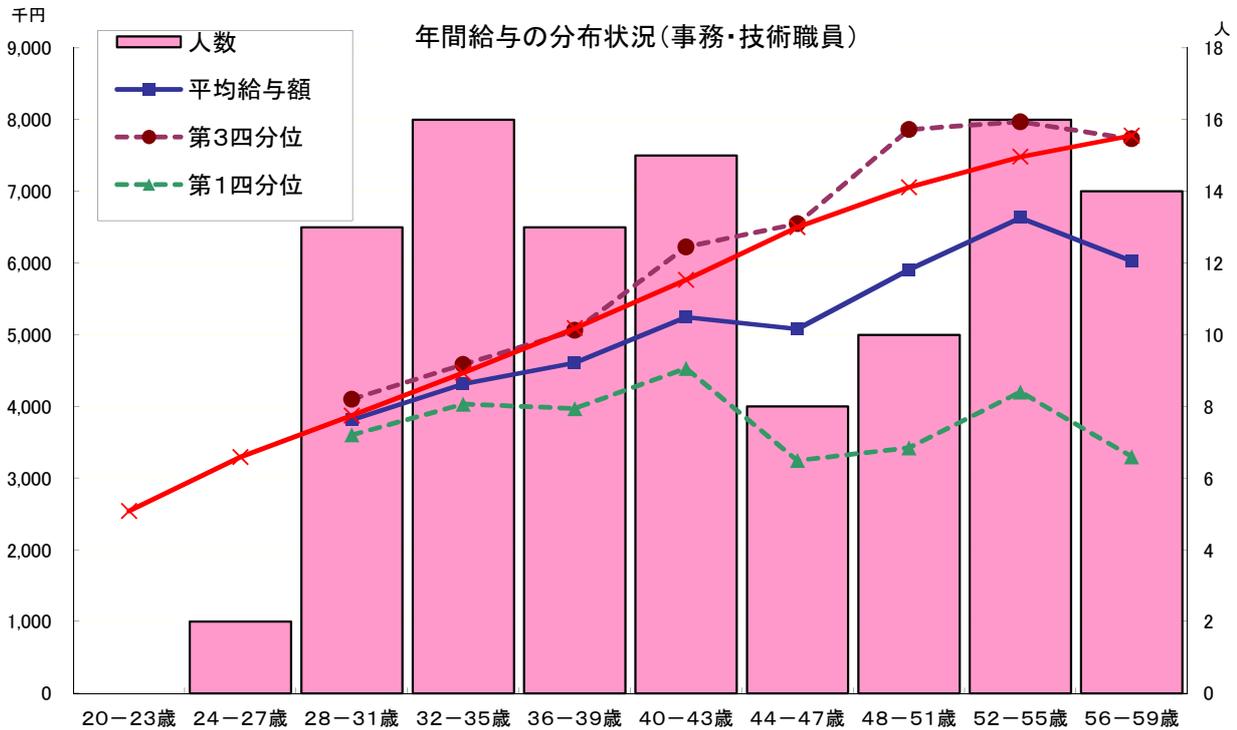
注2:「技術職員」とは、専門的科学的知識と創意等をもって技術・開発業務に従事する職員をいう。

注3:「教育職種(高等専門学校教員)」は、該当者がいないため表を省略した。

注4:任期付職員の「医療職種(病院医師)」該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:任期付職員については、年俸制を適用される者は含まない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:①の任期付き職員もこのグラフに含まれる。以下、⑤まで同じ。

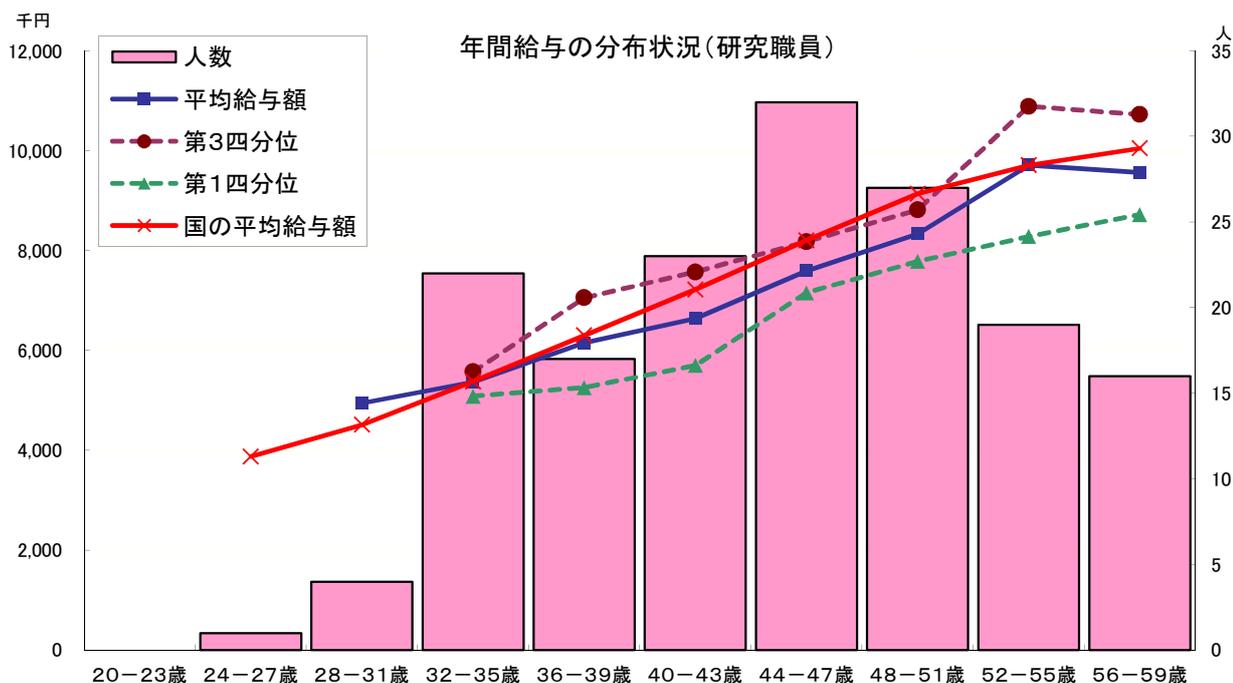
注3:24-27歳の年齢層については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	3	55.2	-	-	10,884	-	-
課長	11	53.3	7,731	-	8,372	8,778	-
課長代理	4	53.0	-	-	7,512	-	-
係長	45	41.6	4,592	-	5,337	6,074	-
主任	2	-	-	-	-	-	-
係員	42	41.3	3,260	-	3,601	3,909	-

注1:人員が2名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以降の事項について記載していない。

注2:人員が4名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を記載していない。



注1:24-27歳の年齢層については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額を表示していない。

注2:28-31歳の年齢層については、該当者が4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

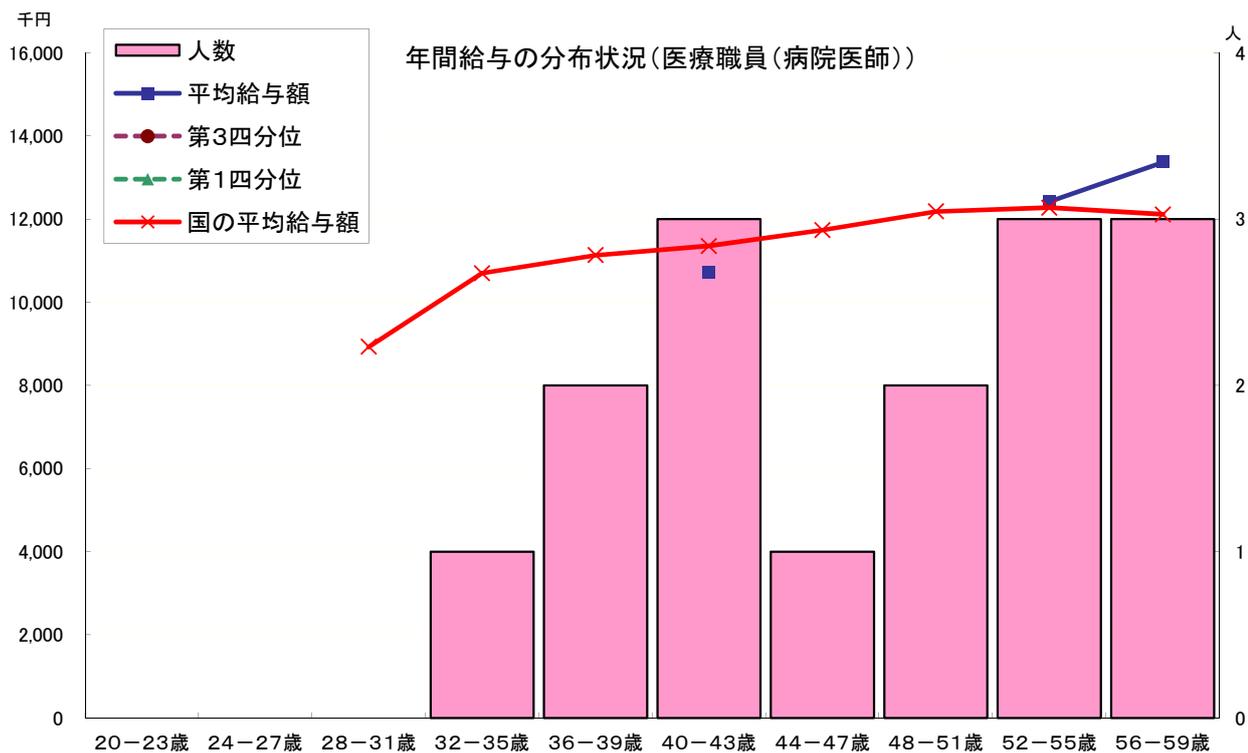
(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
センター長	1	-	-	-	-	-	-
研究部長	13	54.8	10,662	10,845	11,097		
研究課長	48	47.9	7,804	8,542	9,323		
主任研究員	53	46.8	7,154	7,687	8,216		
研究員	46	37.8	4,860	5,086	5,550		

注1:人員が2名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以降の事項について記載していない。

注2:人員が4名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を記載していない。

注3:研究職員の区分におけるセンター長は、研究部長より上位の職であり、センター下の各研究部門を統括する職である。



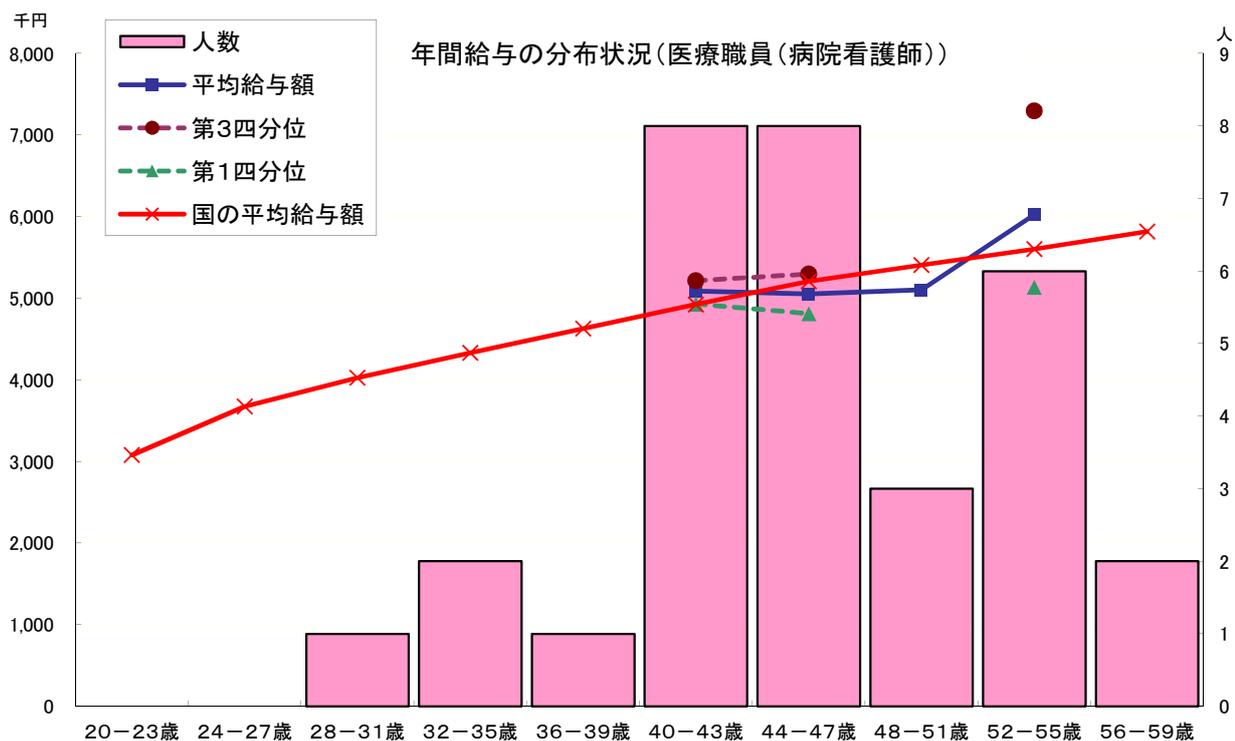
注1:32-35歳、36-39歳、44-47歳、48-51歳の年齢層については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額を表示していない。

注2:40-43歳、52-55歳、56-59歳の年齢層については、該当者が4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

(医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
院長	3	59.5	-	13,239	-
診療部長	4	56.8	-	12,718	-
診療科長	7	45.2	10,393	10,597	11,210
医師	3	37.2	-	10,007	-

注1:人員が4名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を記載していない。



注1:28-31歳、32-35歳、36-39歳、56-59歳の年齢層については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額を表示していない。

注2:48-51歳の年齢層については、該当者が4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
総看護師長	1	-	-	-	-	-	-
副総看護師長	1	-	-	-	-	-	-
看護師長	4	54.0	-	-	6,858	-	-
副看護師長	3	42.8	-	-	5,025	-	-
看護師	22	44.6	4,931	4,988	4,988	5,298	5,298

注1:人員が2名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以降の事項について記載していない。

注2:人員が4名以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

常勤職員(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	係長・主任 一般職員	係長・主任	課長代理 係長	課長 課長代理	課長
人員 (割合)	78 人	6 人 (7.7%)	24 人 (30.8%)	18 人 (23.1%)	15 人 (19.2%)	4 人 (5.1%)	4 人 (5.1%)
年齢(最高～最低)		31～27 歳	37～29 歳	58～35 歳	58～40 歳	57～50 歳	53～45 歳
所定内給 与年額(最高～最低)		2,901～ 2,332 千円	3,764～ 2,755 千円	4,643～ 3,511 千円	5,470～ 3,852 千円	6,555～ 5,889 千円	6,323～ 5,664 千円
年間給与 額(最高～最低)		3752～ 2989 千円	4,897～ 3,565 千円	6,074～ 4,592 千円	7,432～ 5,120 千円	8,628～ 7,640 千円	8,301～ 7,641 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	部長
人員 (割合)		4 人 (5.1%)	1 人 (1.3%)	2 人 (2.6%)	0 人 0.0%
年齢(最高～最低)		58～50 歳			
所定内給 与年額(最高～最低)		7,690～ 6,374 千円			
年間給与 額(最高～最低)		10,213～ 8,336 千円			

※8級及び9級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

任期付職員(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	係長・主任 一般職員	係長・主任	課長代理 係長	課長 課長代理	課長
人員 (割合)	29 人	23 人 (79.3%)	4 人 (13.8%)	1 人 (3.4%)	0 人 0.0%	1 人 (3.4%)	0 人 0.0%
年齢(最高～最低)		59～32 歳	59～43 歳				
所定内給 与年額(最高～最低)		2,957～ 2,273 千円	3,274～ 2,981 千円				
年間給与 額(最高～最低)		4,004～ 3,010 千円	4,531～ 3,947 千円				

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	部長
人員 (割合)		0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
年齢(最高～最低)					
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円

※3級及び5級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

常勤職員(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准研究員	研究員	主任研究員	研究課長	研究部長	センター長
人員 (割合)	105	0 0.0%	9 (8.6%)	32 (30.5%)	34 (32.4%)	28 (26.7%)	2 (1.9%)
年齢(最高～最低)			59～34	57～34	59～41	59～44	
所定内給与年額(最高～最低)		千円	4,669～ 3,839	6,586～ 4,884	7,168～ 5,981	8,859～ 6,794	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	6,162～ 5,087	8,479～ 6,271	9,388～ 7,804	11,753～ 9,126	千円

※6級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

任期付職員(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准研究員	研究員	主任研究員	研究課長	研究部長	センター長
人員 (割合)	56	5 (8.9%)	32 (57.1%)	17 (30.4%)	2 (3.6%)	0 0.0%	0 0.0%
年齢(最高～最低)		47～25	50～29	50～37			
所定内給与年額(最高～最低)		3,297～ 2,593	4,644～ 2,986	6,421～ 4,505			
年間給与額(最高～最低)		4,366～ 3,350	6,091～ 3,893	8,285～ 5,825			

※4級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

常勤職員(病院医師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		医師	診療科長	副院長	院長	センター長
人員 (割合)	15 人	1 人 (6.7%)	7 人 (46.7%)	4 人 (26.7%)	2 人 (13.3%)	1 人 (6.7%)
年齢(最高～最低)			52～36 歳	61～52 歳		
所定内給与年額(最高～最低)			9,152～ 6,107 千円	10,456～ 9,419 千円		
年間給与額(最高～最低)			11,530～ 8,120 千円	13,262～ 11,975 千円		

※1級及び4級及び5級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

任期付職員(病院医師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		医師	診療科長	副院長	院長	センター長
人員 (割合)	2 人	2 人 (100.0%)	0 人 0.0%	0 人 0.0%	0 人 0.0%	0 人 0.0%
年齢(最高～最低)						
所定内給与年額(最高～最低)						
年間給与額(最高～最低)						

※1級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

常勤職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	総看護師長	総看護師長
人員 (割合)	26 人	0 人 0.0%	18 人 (69.2%)	3 人 (11.5%)	4 人 (15.4%)	0 人 0.0%	1 人 (3.8%)
年齢(最高～最低)			54～31 歳	43～41 歳	57～48 歳		
所定内給与年額(最高～最低)			4,293～ 2,950 千円	4,012～ 3,560 千円	5,689～ 3,958 千円		
年間給与額(最高～最低)			5,560～ 3,840 千円	5,313～ 4,830 千円	7,542～ 5,372 千円		

※6級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

任期付職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	総看護師長	総看護師長
人員 (割合)	5人 0.0%	0人 0.0%	5人 (100.0%)	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
年齢(最高～最低)			55～43歳				
所定内給与年額(最高～最低)			3,746～3,707千円				
年間給与額(最高～最低)			5,139～4,968千円				

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	4.1%	100.0%	51.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	95.9%	0.0%	48.1%
	最高～最低	96.1～95.8%	0.0～0.0%	49.9～46.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	23.6%	100.0%	61.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	76.4%	0.0%	38.5%
	最高～最低	81.8～71.0%	0.0～0.0%	46.9～32.4%

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	5.0%	100.0%	53.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	95.0%	0.0%	46.9%
	最高～最低	96.3～73.3%	0.0～0.0%	50.3～30.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	22.8%	100.0%	60.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	77.2%	0.0%	39.6%
	最高～最低	81.8～72.9%	0.0～0.0%	46.9～33.1%

(医療職員(病院医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 4.2	% 100.0	% 53.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 95.8	% 0.0	% 46.6
	最高～最低	% 95.8～95.8	% 0.0～0.0	% 46.9～46.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 21.5	% 100.0	% 58.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 78.5	% 0.0	% 41.4
	最高～最低	% 85.7～74.0	% 0.0～0.0	% 53.5～35.3

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 23.0	% 100.0	% 60.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 77.0	% 0.0	% 39.9
	最高～最低	% 78.9～73.9	% 0.0～0.0	% 42.4～35.3

注:管理職員に該当する者がいないため、管理職員欄については記載しない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

対国家公務員(事務・技術職員／研究職／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(事務職・技術職)

87.6

対他法人

82.2

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

95.0

対他法人

94.5

(医療職員(病院医師))

対国家公務員(医療職(一))

96.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

103.2

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出したものである。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.6	
	参考	地域勘案 90.3
		学歴勘案 87.5
		地域・学歴勘案 90.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.6% (国からの財政支出額 13,261百万円、支出予算の総額 15,487百万円: 平成24年度予算)	
	【検証結果】 俸給及び諸手当等、給与水準は国家公務員の給与体系に準拠した規定を整備し運用している。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 該当なし	
	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。	

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 95.0	
	参考	地域勘案 100.9 学歴勘案 95.0 地域・学歴勘案 101.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当法人は、対国家公務員指数(学歴勘案)で95.0であり、国家公務員よりも低い給与水準となっている。 なお、当法人は放射線医学に関する国内唯一の総合研究機関であり、研究分野は多岐に渡っている。それぞれの研究分野ごとに優れた専門的知識を有する博士課程修了者が多数在籍しており、相応の給与を支給しているため、地域勘案指数としては相対的に高くなっている。 博士課程修了者割合:65.2% 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.6% (国からの財政支出額 13,261百万円、支出予算の総額 15,487百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 俸給及び諸手当等、給与水準は国家公務員の給与体系に準拠した規定を整備し運用している。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】 該当なし	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。	

○病院医師

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.6	
	参考	地域勘案 98.4 学歴勘案 96.6 地域・学歴勘案 98.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.6% (国からの財政支出額 13,261百万円、支出予算の総額 15,487百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 俸給及び諸手当等、給与水準は国家公務員の給与体系に準拠した規定を整備し運用している。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算) 【検証結果】 該当なし	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。	

○病院看護師

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 103.2	
	参考	地域勘案 99.3 学歴勘案 101.8 地域・学歴勘案 99.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当法人は、より実態を反映した対国家公務員指数(地域・学歴勘案)で99.0であり、国家公務員よりも低い給与水準となっている。 なお、対国家公務員指数において、当法人の給与水準が国家公務員より高くなっている理由は、比較対象となる職員全員が地域手当の支給対象地域(4級地)に勤務しているためである。 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 85.6% (国からの財政支出額 13,261百万円、支出予算の総額 15,487百万円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 俸給及び諸手当等、給与水準は国家公務員の給与体系に準拠した規定を整備し運用している。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
	【検証結果】 該当なし	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、引き続き適正な給与水準を維持すべく取り組んでいく。	
その他	【管理職の割合】 3.8% 【大卒以上の高学歴者の割合】 3.8%	

○支出総額(平成24年度決算ベース)に占める給与・報酬等支給総額の割合

20.5%

支出総額 : 15,968,471千円

給与、報酬等支給総額 : 3,283,909千円

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の78人及び任期付職員欄の29人 計107人
 107人の平均年齢43.4歳、平均年間給与額5,287千円

・研究職種

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の105人及び任期付職員欄の56人 計161人
 161人の平均年齢45.3歳、平均年間給与額7,563千円

・医療職種(病院医師)

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の15人及び任期付職員欄の2人 計17人
 17人の平均年齢49.0歳、平均年間給与額11,517千円

・医療職種(病院看護師)

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の26人及び任期付職員欄の5人 計31人
 31人の平均年齢46.3歳、平均年間給与額5,379千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,283,909	3,549,448	△265,539	△7.4	△265,539	△7.4
退職手当支給額 (B)	324,047	382,819	△58,772	△15.3	△58,772	△15.3
非常勤役職員等給与 (C)	843,857	774,309	69,548	8.9	69,548	8.9
福利厚生費 (D)	542,645	546,762	△4,117	△0.7	△4,117	△0.7
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,994,459	5,253,339	△258,880	△4.9	△258,880	△4.9

注1:「当年度(平成24年度)」の「給与、報酬等支給総額」欄は、常勤役員、定年制職員及び任期制フルタイム勤務職員について記載している。

注2:「当年度(平成24年度)」の「非常勤役職員等給与」欄は、注1以外の役職員について記載している。

注3:千円未満を切り捨てているため、最広義人件費が(A)～(D)の合計とならないところがある。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」(対前年度比265,539千円減)及び「最広義人件費」(対前年度比258,880千円減)については、給与減額特例に基づく人件費の削減及び職員数の減少等が要因となっている。
- ・給与減額特例に係る削減額については、事務職△42,332千円、研究職△97,744千円、医療職(病院医師)△13,770千円、医療職(病院看護師)△11,571千円、その他職種△14,173千円となっている。
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」に伴う削減額については、役員については平成25年1月1日施行であるが実績はなし。また、職員については平成25年4月1日施行であるため、平成24年度中の実績はない。
- ・人件費削減の取り組みの状況
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、削減対象とされた人件費においては、平成18年度以降の5年間で5%以上行った人件費削減への取り組みを引き続き行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与改定等を踏まえた給与体系の見直しを図る。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

○「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえた給与臨時特例の実施状況について

- ・役員については、人事院勧告分の俸給表改定を平成24年4月から実施、平成23年4月～平成24年3月分を平成24年6月期末手当で調整。給与特例に係る減額については、平成24年4月～平成26年3月まで実施。
- ・職員については、人事院勧告分の俸給表改定を平成24年4月から実施。給与特例に係る減額については、任期の定めのない職員について平成24年6月～平成26年5月まで実施。

○「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づいた措置の実施状況について

- ・役員については、国家公務員の退職手当の支給水準に準じて、平成25年1月1日より支給率引き下げ。
(平成26年6月30日までの経過措置あり)
- ・職員については、国家公務員の退職手当の支給水準に準じて、平成25年4月1日より支給率を引き下げ。
(平成27年3月31日までの経過措置あり)